

P F I 事業実施プロセスに関するガイドラインの一部改正について

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）の一部を次のように改定する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1－2 民間事業者からの提案</p> <p>民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第6条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第7条に基づき特定事業の選定(*1)が行われることが考えられる。</p> <p>このようにP F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記及び民間提案の実施手続や提案書（フォーマット例）等を示した「P F I 事業民間提案推進マニュアル」に留意して対応する。</p> <p>なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、P F I 法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。</p>	<p>1－2 民間事業者からの提案</p> <p>民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第6条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第7条に基づき特定事業の選定(*1)が行われることが考えられる。</p> <p>このようにP F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記及び民間提案の実施手続や提案書（フォーマット例）等を示した「P F I 事業民間提案推進マニュアル」に留意して対応する。</p> <p>なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、P F I 法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。</p>

これらの民間提案制度や民間の発案により民間の創意工夫を活用することは、公的不動産の有効活用の観点からも管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

また、管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合には、(3) ①に記載の項目等について十分に検討・評価を行うとともに、特に知的財産(*2) について、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほのめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、特に留意する必要がある。なお、知的財産の取扱いについては、(5) も参照すること。

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

① [略]

② 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。

なお、地方公共団体においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）(*3) において、公共施設等に関する情報を積極的に公開することも民間提案の促進には効果的である。

[③・④ 略]

⑤ 提案に必要となると思われる情報のうち図面や数値情報については、民間事業者が効率的に熟度の高い提案を検討できるよう、引用、検証、分析等を行いやすい形式で電子化して提供する

また、公的不動産の有効活用の観点からも、民間提案制度や民間の発案により民間の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

① [同左]

② 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。

なお、地方公共団体においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）(*2) において、公共施設等に関する情報を積極的に公開することも民間提案の促進には効果的である。

[③・④ 略]

[加える。]

ことが望ましい。

⑥ [略]

⑦ 管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合において、特に知的財産について、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほのめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、情報管理を徹底し、民間事業者が安心して提案を行える体制を構築するとともに、情報管理に関する管理者等の方針について民間事業者に対し周知することが望ましいと考えられる。

(2) [略]

(3) 民間提案の検討プロセス

① [略]

② 検討に際しては、以下の点に留意する必要がある。なお、必要に応じて、コンサルタント等を活用することも考えられる。

ア 知的財産の保護

[イ～オ 略]

(4) [略]

(5) 提案に含まれる知的財産の保護

[①～③ 略]

④ 当該情報を公表しないと実施方針が策定できない場合は、当該情報を含む提案を行った民間事業者の同意を得た上で公表を行う。この場合においては、併せて、事業者選定の際に当該者に対

⑤ [同左]

[加える。]

(2) [同左]

(3) 民間提案の検討プロセス

① [同左]

② 検討に際しては、以下の点に留意する必要がある。なお、必要に応じて、コンサルタント等を活用することも考えられる。

ア 知的財産(*3)の保護

[イ～オ 同左]

(4) [略]

(5) 提案に含まれる知的財産の保護

[①～③ 同左]

④ 当該情報を公表しないと実施方針が策定できない場合は、当該情報を含む提案を行った民間事業者の了承を得た上で公表を行う。この場合においては、併せて、事業者選定の際に当該者に対

して一定の評価を行うことを検討する。

(6) [略]

* 1 [略]

* 2 「知的財産」とは、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。

* 3 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日総財務 75 号）」

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理

して一定の評価を行うことを検討する。

(6) [同左]

* 1 [同左]

* 2 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日総財務 75 号）」

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

* 3 「知的財産」とは、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。

計画の検討にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

4-1 民間事業者の募集、評価・選定

[(1)～(11) 略]

(12) [略]

* [略]

[①～②-2-1 略]

②-2-2 対話に係る留意事項

ア 個別の対話を行う場合には、各民間事業者から当該民間事業者の提案に関する情報が提供される可能性があるが、民間事業者の提案に係ると考えられる発言内容については、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、特に留意する必要がある。

[イ・ウ 略]

②-3 [略]

[(13)～(15) 略]

(16) 知的財産として保護対象となるべき情報や提案内容を民間事業者の同意を得て公表した場合についても、適切に評価す

4-1 民間事業者の募集、評価・選定

[(1)～(11) 同左]

(12) [同左]

* [同左]

[①～②-2-1 同左]

②-2-2 対話に係る留意事項

ア 個別の対話を行う場合には、各民間事業者から当該民間事業者の提案に関する情報が提供される可能性があるが、民間事業者の提案に係ると考えられる発言内容については、当該民間事業者の了解なしに第三者に漏洩する、又はほめかすような行為や、特定の民間事業者に限り提案内容を誘導するような行為を行わないよう、特に留意する必要がある。

[イ・ウ 同左]

②-3 [同左]

[(13)～(15) 同左]

(16) 知的財産として保護対象となるべき情報や提案内容を民間事業者の了解を得て公表した場合についても、適切に評価す

る。	る。
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	